

重要

# ナガエモウセンゴケが栽培禁止になりました！

平成 29 年 3 月 2 日  
(公社) 日本植物園協会 植物多様性保全委員会  
外来種導入・栽培ガイドライン分科会



ナガエモウセンゴケ (Wikipedia より)  
© Noah Elhardt

昨年、外来生物法に基づき、イネ科・ピーチグラス *Ammophila arenaria*、キク科・ツルヒヨドリ *Mikania micrantha*、モウセンゴケ科・ナガエモウセンゴケ *Drosera intermedia* の 3 種が特定外来生物に追加指定されました。

これらは平成 28 年 10 月 1 日より栽培、運搬、譲渡、播種、輸入等が規制されています\*。

この中で、ナガエモウセンゴケは食虫植物として栽培している園も多いと思われませんが、平成 28 年 10 月 1 日時点ですでに栽培していた個体の栽培を継続するには、**平成 29 年 3 月 31 日までに法に基づく許可申請の手続きが必要**となります。

申請は所管の環境省地方環境事務所で受け付けておりますので、継続栽培する場合は、漏れなく申請いただきますようお願いいたします。これを機に廃棄する場合は、十分な深さでの埋却、堆肥化、袋に詰めて口を縛った上で燃えるゴミとして出す、などの種子が飛散しない方法で確実に処分して下さい。

また、特定外来種と**同属の植物を、郵便による種子交換で外国から導入する事もできません**のでご注意ください。例えば、今回追加指定されたナガエモウセンゴケと同じモウセンゴケ属をはじめ、ハルシャギク属 (オオキンケイギク *Coreopsis lanceolata* が指定)、ルドベキア属 (オオハンゴンソウ *Rudbeckia laciniata* が指定)、キオン属 (ナルトサワギク *Senecio madagascariensis* が指定)、クワガタソウ属 (オオカワチシャ *Veronica anagallis-aquatica* が指定) などの種子は、国際郵便では導入できません。種類名証明書の添付と指定港 (成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港) での輸入手続きが必要です。

\*注意：違反した場合の罰金は、法人の場合、最高 1 億円です

詳しくは下記、環境省ホームページをご参照下さい

● 特定外来生物等の新規指定について

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list/kentou.html>

● 特定外来生物等一覧

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

● 輸入に関する手続き

<https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/shiyou/yunyu.html>

## 訂正

ニュースレター 21 号で紹介した外来種の導入・栽培に関するガイドライン (2-3) で、特定外来種の種類数は、追加 3 種を加えた 16 種類になります。